

資料2

平成30年度 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期の進捗確認に係る今後の方向性について

【実施プラン 第3 計画の目標とロードマップ】

基本理念	障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。					
取組の方向性	○ 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる取組を進める。 ＜地域で共に生きていくための力＞ ① 障害のある子どもが、地域の同世代の子どもや大人との交流等を通して、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることのできる力 ② 人との豊かなコミュニケーションの中で、与えられた役割や仕事に責任を持って最後までやりきり、地域社会に積極的に参画して、生活基盤を形成することができる力 ○ 「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに具体的手立てを講じる。 1 社会的・職業的自立の実現 2 発達段階に応じた指導の充実 3 教員の指導力や専門性の向上 4 教育環境の充実 5 教育における連携（役割分担）の推進 6 適切な就学相談の推進 ○ 県と市町とが緊密に連携・協働して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。 ○ 市町の有する教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。					
柱 1	目標 ○ 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。					
社会的・職業的自立の実現	目標の達成に向けた考え方 ○ 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。					
項目	具体的取組	取組目標	年次計画			
			H28	H29	H30	H31
			H32	H33	H34	H35
1(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施	小中高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する。	小中高一貫したキャリア教育の推進	小中高一貫したキャリア教育の推進			
			小・中・高キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催	小・中・高・特支キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催		
			小・中・高キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催			
1(2) 小学校におけるキャリア教育の充実	児童が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていけるよう、体験や経験による学習を中心に成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる教育を行う。	児童の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	小学校におけるキャリア教育の充実			
			児童の自己有用感を高めるキャリア教育の推進			

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
1(3) 中学校におけるキャリア教育の充実	生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行う。	生徒の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	中学校におけるキャリア教育の充実					
			生徒の自己有用感を高めるキャリア教育の推進					→
1(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 発達障害を含む障害のある生徒の居住地地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携					
			連携会議の開催					→
	② 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援を促進する。	高等学校における特別支援学校や関係機関と連携した特別な教育的ニーズを有する生徒へのキャリア教育・就労支援の充実	高等学校における関係機関と連携した就労支援					
			研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及				→
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実	高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース等の設置					
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知肢併置校に職業コース設置開始	高等養護3校に職業学科「しごと総合科」設置			→
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定				
	② 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めるため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員等そのあり方について研究・検討する。	高等養護学校の学級定員のあり方についての研究・検討	高等養護学校の学級定員の見直し					
			調査・研究	検討(規則等改正)				→
			調査・研究	検討(規則等改正)				

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	③ 学校の特色化を踏まえ、生徒が希望する学校を選択できるよう通学区域のあり方について研究する。また、将来の通勤等を視野に入れ、単独通学できる生徒の育成に向けた手立てを検討する。	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直し 単独通学生の拡大	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大					
			調査・研究	制度設計の検討	→	2020年度入学選考試験より伊吹分校室校区変更運用開始		→
			調査・研究	制度設計の検討	運用開始			→
	④ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業人育成プログラムの活用による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図る。	企業の知見を生かした授業改善による職業教育の充実	職業人育成プログラムの運用と授業改善					
			プログラムの検証、授業改善	授業改善の継続				→
			プログラムの検証、授業改善	授業改善の継続	→			→
	⑤ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図る。	企業と生徒とのマッチングの促進	企業と生徒とのマッチング促進による就職率向上と離職予防					
			アドバイザーの配置					→
			アドバイザーの配置	→				→
	⑥ 生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安となるような「滋賀らしい」技能検定を実施する。	しがしごと検定を活用した職業教育の推進	しがしごと検定を活用した職業教育の推進					
			検定本格実施	→	本格実施の成果と課題の整理・検討、企業への啓発			→
			検定本格実施	→	就職希望者全員の受検			→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	⑦ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援の仕組みを研究・検討する。	「しがしごと応援団」の活用等による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進	「しがしごと応援団」の活用等による雇用の理解啓発促進					
			「しがしごと応援団」の創設	活用と登録企業の拡大				→
		「しがしごと応援団」(仮称)の活用等による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進	「しがしごと応援団」(仮称)の活用等による雇用の理解啓発促進					
			「しがしごと応援団」(仮称)の創設	活用と登録企業の拡大				→
	⑧ 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携					
			就労および進学支援					→
	⑨ 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置					
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知肢併置校に設置開始	研究成果に基づくコース設置と実践 および検証			→
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定				

柱 2 発達段階に応じた指導の充実	目標 ○ 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。							
項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
2(1) 各発達段階に共通した事項	① 教員や保護者・県民に対して、発達障害を含む障害のある子どもの理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援の充実を図る。	指導・啓発資料等の作成・活用や学習機会の提供による障害理解の促進と指導・支援の充実	資料等を活用した啓発や指導・支援の充実					
			指導・啓発資料等の作成・活用 学習機会の提供					→
	② 発達段階に応じた基本的な運動能力を身に付けさせ体力の向上を図るため、生涯スポーツにつながる様々な運動やスポーツに取り組む機会を設ける。	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進					
			体力の向上の推進					→
			体力の向上の推進					→
		障害のある児童・生徒のスポーツ体験の推進	障害のある児童・生徒のスポーツ体験の推進					
			スポーツ体験の推進					→
			スポーツ体験の推進					→
2(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階	① 幼稚園・保育所・認定こども園等における発達障害を含む障害のある幼児への適切な支援および保護者への情報提供が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援や情報提供を推進する。	特別支援学校のセンター的機能を活用した幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実	幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実					
			調査・研究	情報提供の推進と支援の充実				→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
2(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階	② 幼稚園・保育所・認定こども園等において適切な就学指導や保護者への情報提供が行われるよう、管理職や就学相談担当者等の専門性の向上を図るための研修を実施する。	就学相談担当者の力量の向上	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施					
			専門研修の実施					→
	③ 全ての幼児が、自己を発揮して、自信を持って行動できるよう、人権の視点を大切にし、互いに認め合える集団づくりを進める。	人権の視点を大切にした互いに認め合える集団づくりの推進	人権の視点を大切にした互いに認め合える集団づくりの推進					
			集団づくりの推進					→
			集団づくりの推進			→	-----→	-----→
2(3) 小学校段階	① 小学校における読み書きの困難さの改善等、LDやADHD等の発達障害のある児童への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した小学校における発達障害のある児童への専門的な指導・支援の充実	読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援の実施					
			通級指導教室の充実と活用の促進		(指導計画:小100%) (支援計画:小80%)			→
			通級指導教室の充実と活用の促進		(指導計画:小100%) (支援計画:小80%)	-----→	-----→	-----→
	② 全ての児童が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進					
			集団づくりの推進					→
2(4) 中学校段階	① 中学校における対人関係の困難さの改善等、コミュニケーション力に課題のある発達障害のある生徒への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した中学校における発達障害のある生徒への専門的な指導・支援の実施	対人関係の困難さを改善する専門的な指導・支援の実施					
			通級指導教室の充実と活用の促進	→	モデル事業の研究 成果の発信			→
			通級指導教室の充実と活用の促進		(指導計画:中100%) (支援計画:中80%)	-----→	-----→	-----→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
2(4)中学校段階	② 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にしたい集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にしたい集団づくりの推進					
			集団づくりの推進					→
			集団づくりの推進					→
2(5)高等学校段階	① 生徒に充実感や成功体験を味わわせ対人関係の困難さの改善を図るため、教員を対象としたソーシャルスキルトレーニング指導者研修を実施し、発達障害のある生徒への指導力の養成を図る。	高等学校における発達障害のある生徒への指導力の養成	ソーシャルスキルトレーニング指導者研修の実施					
			研修講座の開設	特別支援教育コーディネーター連絡会での研修会	(指導計画:高80%) (支援計画:高50%)			→
			研修講座の開設		(指導計画:高80%) (支援計画:高50%)			→
	② 障害のある生徒の卒業後の自立に向けた社会生活能力の向上を図るため、対人関係に困難さのある生徒への専門的な指導・支援を充実させるとともに、特別な教育課程編成の研究を進める。	高等学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進	高等学校における自立活動および授業改善等の研究					
			研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及	通級による指導の導入、検証と普及			→
			研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及				→
	③ 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にしたい集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にしたい集団づくりの推進					
			集団づくりの推進					→
			集団づくりの推進					→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
2(6) 特別支援 学校各学部段 階	① 福祉・医療等との連携を図り、 健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実 (再掲)	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置					
			教育課程の編成・ 施設設備の研究	研究結果に基づく 設置計画の策定 知肢併置校に設置 開始	研究成果に基づく コース設置と実践 および検証			→
	教育課程の編成・ 施設設備の研究	研究結果に基づく 設置計画の策定						
	障害のある生徒の文化芸術活動の活性化							
② 生徒の芸術・創造活動の充実・ 向上をめざし、活動発表の場を設定するなど、障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展を図る。	高文連等関係団体との連携による障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展	発表会等の実施					→	

柱 3 教員の指導力 や専門性の向 上	目標 ○ 発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。 ○ 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。 ○ 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。 ○ 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。							
項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
3(1) 管理職の マネジメント力 の強化と教職員 対象研修の 実施	① 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修における障害および合理的配慮に係る研修を悉皆化し、障害のある子どもの理解促進と教育的実践力を強化する。	初任者等の障害および合理的配慮に係る研修充実による実践力の強化	初任者研修・中堅教諭等資質向上研修における障害および合理的配慮に係る研修の実施					
			悉皆研修の実施					→
	① 初任者研修、10年経験者研修における障害および合理的配慮に係る研修を悉皆化し、障害のある子どもの理解促進と教育的実践力を強化する。		初任者研修・10年者研修における障害および合理的配慮に係る研修の実施					
			悉皆研修の実施					→
	② 組織体制強化のため、新任校長研修・新任教頭研修等の管理職研修において、障害および合理的配慮に係る研修を実施・充実させ、マネジメント力の強化を図る。	校長等管理職員の障害および合理的配慮に係る研修充実によるマネジメント力の強化	新任校長研修・新任教頭研修等における障害および合理的配慮に係る研修の実施					
			悉皆研修の実施					→
	③ インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。	人権教育研修による教員の資質向上	人権教育研修による教員の資質向上					
			人権教育リーダーの養成					→
			人権教育リーダーの養成			→		→
			人権教育研修による教員の資質向上					
			人権教育実践力の向上					→
		人権教育研修(希望研修)による教員の資質向上	人権教育研修(希望研修)による教員の資質向上					
			人権教育実践力の向上		→			→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
3(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進	① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。	専門家の派遣による指導力の向上	指導力向上と組織体制の強化					
			専門家の派遣	高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣。		→	-----→	-----→
			専門家の派遣		→	-----→	-----→	-----→
		学校間連携の推進と担当者の専門性向上	特別支援教育コーディネーター連絡会を拡充し、ブロック別研修を実施					
	② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。	特別支援学校教員の採用方法の工夫検討	・連絡会 ・ブロック別研修					→
			特別支援学校教員の採用方法の工夫検討					
			採用時の特別支援学校教員免許状の必須化等検討	→	H31採用選考試験より必須化			
			採用時の特別支援学校教員免許状の必須化等検討				→	(必須化)
	③ 小中高等学校と特別支援学校との校種間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。	小中高等学校と特別支援学校との人事交流の促進による指導力の向上	校種間人事交流の促進					
			人事交流の拡大					→
		校種間での研修派遣に関する研究の推進	校種間での研修派遣の研究・検討					
			校種間での研修派遣の研究・検討 特別支援学校派遣研修の実施					→
			校種間での研修派遣の研究・検討		→	-----→	-----→	-----→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
3(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上	① 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図る。	大学等への研修派遣の充実による人材育成の推進(特別支援学校)	大学等への研修派遣の充実(特別支援学校)					
			特支学校教員の研修派遣の実施					→
		大学等への研修派遣の充実による人材育成の推進(小中学校)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)					
			小中学校教員の研修派遣の実施					→
	② 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員についても可能な限りにおいて特別支援学校教諭免許状の取得を進める。	特別支援学校教諭免許状取得促進による専門性の向上	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)					
			免許取得の促進(特別支援学校は義務化検討)	免許取得の促進(特別支援学校教諭免許状保有率を平成32年度までに概ね100%になるよう目指す)			→	(特別支援学校での義務化)
	③ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切にできる特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の育成を図る。	ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用	授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用					
			センター研究成果物等の改定および普及	センター研究成果物等の普及・活用				→
		ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりと適切な合理的配慮が提供できるテキスト開発による専門性の向上	授業づくりと適切な合理的配慮が提供できるテキスト開発					
			センター研究成果物等の改定および普及	特別支援学校担任用テキスト開発	普及・活用			→
		特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実					
			センター研修による研修充実					→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
3(4) 専門性向上に係る研修・研究の充実	① 効果的な研修・研究により、教職員の専門的な知識や指導法・技能の習得を図り、実践力を向上させる。	授業改善・教材開発に係る研修・研究による実践力の向上	教員の専門性向上に向けた効果的な研修・研究の実施					
			課題別研修の実施					→
		滋賀のめざす特別支援教育ビジョンに係る課題に関する研究による実践力の向上	課題に関する研究の実施					
			課題研究の実施 研究成果の普及					→
			課題研究の実施	研究成果の普及研究	課題研究の実施	研究成果の普及研究	課題研究の実施	
	② 特別支援教育コアリーダー研修の実施により、特別支援教育を進める資質と能力の向上を図る。	効果的な研修体系の構築と人材育成の推進	特別支援教育に精通した人材の育成					
			特別支援教育コアリーダー研修 (2年次)の実施	特別支援教育のリーダーを育てる研修 ＜プロジェクト研究 特別支援教育推進 リーダー研修＞	特別支援教育のリーダーを育てる研修 ＜プロジェクト研究 特別支援教育推進 リーダー研修、サテライト研修等＞			→
			特別支援教育コアリーダー研修 (2年次)の実施	特別支援教育コアリーダー研修 第2期(2か年)	→	特別支援教育コアリーダー研修 第3期(2か年)	→	
	③ ICT機器の活用を含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善および教材作成に関する研究を進め、研究成果の共有と発信に努める。	ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究の推進	ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善の研究					
				モデル校研究	モデル校研究と成果発信			→
		特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物の活用と情報発信	特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物等の活用と情報発信					
			センター研究成果物等の改定と情報発信	特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物等の活用と情報発信				→
		特別支援教育の視点を生かした学ぶ力向上のテキストの開発と普及	特別支援教育の視点を生かした学ぶ力向上のテキスト開発と普及					
			センター研究成果物等の改定と情報発信	特別支援教育の視点を生かした学ぶ力向上のテキスト開発と普及				→

柱 4 教育環境の 充実	目標 ○ 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるよう、教育環境の整備とその充実を図る。 ○ 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。							
項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
4(1) 共に学 ぶための 新たな 仕組 みづ くり	① 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させる。	合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の推進	合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の実施					
			研究対象市町の決定 共同研究1年次	共同研究2年次	研究成果の検証・普及			→
	② 多様化する学びの場の整備に向け、小中学校および高等学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進める。	特別支援学校分教室の設置研究の推進(小中学校)	小中学校への分教室の設置					
			モデル事業の研究	モデル事業の研究と検証	モデル事業の研究と検証			→
			モデル事業の研究 と検証	モデル事業の研究 と検証	検証結果に基づく モデル事業の実施 検討			
		特別支援学校分教室の設置研究の推進(高等学校)	高等学校への分教室設置					
			調査・研究	研究				→
			設置に向けた調査・研究	研究結果に基づく 設置検討				
	③ 小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方について研究・検討を進める。	小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究の推進	「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究					
			モデル事業の研究・検討と実施		→ 制度導入準備・検討		→	
			モデル事業の研究・検討と実施		→ 制度導入準備・検討			

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
4(2) 小中学校における充実	① 特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、支援員を配置する市町に対し支援する。 H27～：県1/2 市町1/2	地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)による教育環境の充実	地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)の実施					
			H27開始分	→				
			H28開始分		→	方向性を検討	→	
				H29開始分	→			
			H27開始分	→				→
			H28開始分		→			→
				H29開始分	→			→
	② 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援する。 H28～：国1/3、県1/3、市町1/3	地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)による教育環境の充実	地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)の実施					
			看護師配置補助の実施	→				→
	③ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努める。	通級指導教室の配置・充実の促進	きめ細かな指導のための通級指導教室の配置・充実					
			通級指導教室の計画的な配置・拡大	→				→
	④ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力の向上を図る。	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による指導力の向上	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による支援					
			通級指導教室の充実による支援	→	研究成果の普及			→
			通級指導教室の充実による支援	→	→			→
	⑤ 多人数の特別支援学級における指導体制の充実のための非常勤講師の配置と充実に努める。	多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実	多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実					
			多人数特支学級への非常勤講師配置充実	→				→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
4(3) 高等学校における充実	① 県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフを配置し、発達障害を含む障害のある生徒への支援の充実を図る。	特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフの配置	県立高等学校への支援スタッフの配置					
			支援スタッフの配置					→
			支援スタッフの配置		→			→
	② 発達障害を含む障害のある生徒が県立高等学校入学選抜を受検する際の配慮事項等の拡大・充実により環境整備を進める。	高等学校入学選抜における配慮事項の拡大・充実	高等学校入学選抜における配慮事項の拡大・充実					
			他府県の情報収集、配慮事項の検討					→
	③ 発達障害の状況に応じた学びを推進するため、障害理解の推進を図るとともに、発達障害のある生徒のためのソーシャルスキルトレーニングなどの専門指導の実施について研究・検討する。	ソーシャルスキルトレーニングなどの専門的な指導の実施	発達障害のある生徒へのソーシャルスキルの指導					
			ソーシャルスキルトレーニングの研究・検討	→				
			研修、実施			→	普及	→
	④ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方についての研究・検討を進める。	通級による指導のあり方についての研究・検討	通級による指導のあり方について研究・検討					
			通級指導のあり方の研究・検討	→	指定校において、通級制度を導入、実施・検証			→
			通級指導のあり方の研究・検討					→
4(4) 特別支援学校における充実	① 学校卒業後の社会的・職業的自立をめざし、職業学科を設置した新たな高等養護学校の必要性について研究・検討を進める。	新たな高等養護学校の必要性の研究・検討	新たな高等養護学校の必要性の研究・検討					
			新增設の必要性の研究・検討	検証結果に基づく設置の検討	→	新設高等養護学校設計協議	新設高等養護学校工事	新設高等養護学校開校
			新增設の必要性の研究・検討	検証結果に基づく設置の検討				

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
4(4) 特別支援学校における充実	② 児童生徒等の障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置と行政区や学校の特色化を踏まえた通学区の柔軟化等について研究・検討を進める。	特別支援学校の再編整備の必要性の研究・検討	特別支援学校の再編整備の検討					
			再編整備の必要性の研究・検討	検証結果に基づく整備の検討				→
			再編整備の必要性の研究・検討	検証結果に基づく設置の検討				
	③ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実(再掲)	高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース等の設置(再掲)					
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知肢併置校に職業コース設置開始	高等養護3校に職業学科「しごと総合科」設置			→
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定				
	④ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材(看護師、理学療法士、ソーシャルワーカー等)の活用を促進する。	専門人材の活用促進	専門人材の活用促進					
			活用方法の検討	活用の促進	活用できる専門人材について検討			→
			活用方法の検討	活用の促進				→
	⑤ 特別支援学校のセンター的機能を充実させた(仮称)地域支援センターの設置を検討するなど、関係機関等と連携した地域支援を強化する。	特別支援学校のセンター的機能の充実による小中高等学校等への支援の強化	特別支援学校のセンター的機能の充実					
			(仮称)地域支援センターの必要性の研究・検討	検証結果に基づく支援の実施	→	特別支援学校のセンター的機能のあり方について検討		→
			(仮称)地域支援センターの必要性の研究・検討	検証結果に基づく支援の実施	→			→

柱 5 教育における 連携(役割分 担)の推進	目標 ○ インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。 ○ 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。						
	目標の達成に向けた考え方 ○ 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。 ○ 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。 ○ 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。						
項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32 H33～H37
5(1) 県と市町 との連携	① 県と市町とが連携して、全ての教員の特別支援教育における指導力の向上に努めるとともに、全ての学校における推進体制を強化する。	県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化	県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化				
			県と市町との連携				→
	② 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進める。	「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備の推進(県)	「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実(県)				
			県による特別支援教育体制の整備・充実				→
	③ 市町においては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域で共に学び、共に生きる力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進める。	インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりの推進と理解啓発の促進(市町)	インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりの推進と理解啓発促進(市町)				
			市町による体制づくりと理解啓発				→
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	① 学校とPTAとの連携・協力のもと、日常的な生活場面における子どもの自信と見通しを育て、発達段階に応じた自律性が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図る。	家庭の教育力向上(家庭との連携促進)	家庭との連携				
			子どもの自信と見通しが育つ家庭の教育力向上				→
	② 学校と地域の連携・協働体制づくりの充実により、ボランティアや地域人材等の活用を図るとともに、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進する。	地域との連携・協働	地域との連携・協働				
			ボランティアなど地域人材の活用と障害者理解の促進				→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	③ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適切な支援を図る。	・保健・医療との連携	保健・医療との連携					
			障害の重い子どもへの適切な支援と障害のある子への早期支援					→
	④ 発達支援センター等の福祉関係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を進める。	福祉との連携の促進	福祉との連携					
			障害のある子の早期発見と適切な支援					→
	⑤ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進める。	労働との連携の促進	労働との連携					
			ハローワークや働き・暮らし応援センター等の在学中からの活用					→
	⑥ 企業や経済団体との連携のもと、(仮称)「しがごと応援団」の創設等を通じて、企業の知見を生かした授業改善の取組を進めるなど、障害のある生徒の職業教育を充実させる。	企業や経済団体との連携の促進	企業や経済団体との連携					
			「しがごと応援団」の創設による企業等との連携					→
			(仮称)「しがごと応援団」の創設による企業等との連携					→

柱 6	目標 ○ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。 ○ 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。							
	適切な就学相談の推進	目標の達成に向けた考え方 ○ 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。 ○ 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。 ○ 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。						
項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
6(1)県教育支援委員会の設置と充実	① 県就学指導委員会の機能を見直し充実させた(仮称)県教育支援委員会の設置により、早期段階から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制を構築する。	県教育支援委員会の設置と機能の拡充	県教育支援委員会の設置・運営					
			県教育支援委員会の設置(条例改正)	→	滋賀県特別支援教育支援委員会設置・運営			→
		(仮称)県教育支援委員会の設置と機能の拡充	(仮称)県教育支援委員会の設置・運営					
			(仮称)県教育支援委員会の設置(条例改正)					
	② 各市町の就学指導・相談についても、要請に応じて、望ましい学びの場の柔軟な選択や「合理的配慮」の提供に向けた指導や助言ができる体制整備を進める。	適切な就学先決定と「合理的配慮」提供への指導・助言	就学指導と「合理的配慮」の提供に関する指導・助言					
			「発達障害」部会の設置	→	滋賀県特別支援教育支援委員会の専門部会については、必要に応じて設置			→
			「発達障害」部会の設置					→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
6(2) 適切な就学相談システムの構築	① 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様の就学指導や情報提供を受けることができる体制づくりを進める。	適切な就学指導のための統一的な指標等の作成とその活用	統一的指標等の作成とその活用					
		「知的障害」版の活用および検証						→
		発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究	発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究					
		発達障害の早期発見と適切な支援に向けた研究の推進	文部科学省委託事業を活用し、「発達障害のある子どもへの支援強化事業」の実施	事業の継続および成果の普及とチェックシートの活用				→
	② 特別支援学校のセンター的機能を活用し、就学前の子どもに対する適切な情報提供と相談対応を充実させる。	特別支援学校センター的機能による幼稚園・保育所・認定こども園等への支援の強化	「発達障害」スクリーニングシート等の作成	スクリーニングシートへの活用				→
	③ 就学相談担当者の力量向上を図るための専門研修を実施する。	就学相談担当者の力量向上(再掲)	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施					
			専門研修の実施					→
6(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化	① 困難ケースへの適切な対応を図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門家を活用した相談・支援機能の充実を図る。	関係機関との連携や専門家等の活用による相談・支援機能の充実に向けた研究・検討	専門家等の活用による相談・支援機能の充実					
			相談事例の分析、専門家活用の研究・検討	研究・検討結果に基づく相談・支援の実施				→
	② 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもの適切な支援につながるよう機能の充実を図る。	発達障害等の子どもの適切な支援につながるよう機能を充実	相談対象を本人、保護者、教職員等とした発達障害等の子どもへの適切な支援					
			発達障害の子どもへの相談体制の充実					→